

## 平成 31 年第 5 回教育委員会定例会

令和元年 5 月 13 日（月）

開会 15 時 55 分

閉会 17 時 15 分

加治木総合支所南庁舎 3 階会議室

### 1 出席者

小倉教育長 川畑委員 百武委員 中間委員 岩元委員

### 2 教育委員会事務局の出席者

岩下部長 小林次長兼学校教育課長 塚田次長兼保健体育課長 北野教育総務課長  
原口社会教育課長 桃木野図書館事務局長 別府国体推進課長

### 3 議事

議案等番号	件 名	結果
議案第10号	始良市教育委員会の行政組織等に関する規則及び始良市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則に関する件	可決
議案第11号	始良市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令に関する件	可決
議案第12号	始良市教育委員会規則等審査委員会規程の一部を改正する訓令に関する件	可決
議案第13号	燃ゆる感動かごしま国体庁内推進会議要綱の一部を改正する告示に関する件	可決
報告第3号	各種委員の変更の件	承認
報告第4号	平成31年度始良市教育委員会重点施策に関する件	承認

### 4 議事録

教育部長  ただ今より令和元年第 5 回始良市教育委員会定例会を開催いたします。これからの会議の進行につきましては、小倉教育長にお願いいたします。

教育長  では会議に入ります。本会議は公開を原則としておりますので、本日の会議

を公開とすることにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって本日の会議は公開とすることとします。日程第1「議事録の承認・署名」ですが、前回会議議事録の署名はお済みでしょうか。

全員 はい。

教育長 前回の議事録は承認されました。日程第2「委員及び教育長の報告」ですが、委員の皆様からご報告はございませんでしょうか。

委員 大型連休中に、他県では事故等も起きておりますが、始良市では何もなかったようですので、少し安心しているところです。また、急に暑くなったりしておりますので、水分補給等学校でも周知していると思いますが、また念には念を入れてということで、今一度学校の方にもご確認いただければと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

教育長 ほかにございませんでしょうか。  
私の方から、いま委員からもお話がありましたが、連休10日間連続の今までになかったゴールデンウィークがありましたが、市内の子ども達の交通・水難事故、その他の不審者による拉致などそういった事件・事故はございませんでした。無事この10日間の連休を過ごせたわけですけれども、県内では、4月1日頃から連休にかけて大きな交通事故が発生して、幼い命が随分たくさん失われているわけがございますけれども、これはよそ事ということではなくて、子ども達の交通安全を守るというのは、いつも我々大人たちの責任であります。本来なら4月10日前後から毎年「交通安全週間」というのが始まるわけですが、今年は5月11日土曜日から5月20日月曜日までとなっておりますので、委員の方もそれぞれ都合がいい日に立哨していただければ幸いに思うところでございます。交通安全については、通学路点検を徹底して行い、危険箇所については関係機関に様々な要請をする。信号機であれば警察、道路であればそれぞれ管轄の部署への要請を続けております。なかなか解決しないというもどかしさもあるわけです。最近では、交通事故もそうですが不審者情報というのが非常に増えてきています。声掛け事案ですが、平成27年は30件を超えています。普段から危険を感じているわけなのですが、始良市内ではいわゆる「見守り隊」という方が全ての校区にいら

っしやいまして、毎日登下校の安全はしていただいておりますが、グループで行動できる場所までは引率して一緒に行きます。そこから枝に分かれて行きますと、その先は全て自分で自分を守るという形になります。事案としては、大体低学年が多いものですから、車のナンバーを覚えておくように言っても、そこまで車に頓着できないというところがあります。非常に危険なところが多いです。近年、スクールガードリーダーという方を4名配置していますが、そういう方々にも不審者に対する対応の仕方について、お願いはしているところでございます。以上でございます。

本日は議案が第10～13号、報告が2件ございます。大体議案10号に基づいて11～13号を改正するものでございます。

では、議案第10号「始良市教育委員会の行政組織等に関する規則及び始良市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則に関する件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(教育総務課長) それでは議案について、ご説明申し上げます。今回の議案は、第10号から13号の4つでございますが、すべて、平成31年4月1日の組織改編に係るものになります。改正理由としまして、組織改編により、教育総務課から始良公民館と蒲生公民館にありました分室が無くなったこと、図書館事務局から奉仕係が無くなり、庶務係に事務が集約されたこと、そして国体推進課が新設され、保健体育課から国体推進係が移管されたことに伴う条文及び表中の文言の整備になります。また法律の改正、市条例等の改正によるもの、文言等も併せて改正するものです。議案第10号「始良市教育委員会の行政組織等に関する規則及び始良市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則」に関する件でございます。先ほど申し上げました、平成31年4月1日の組織改編に伴い、関係する規則について文言の整備等所要の整備を行うものでございます。資料の1から7頁は改正案、8から15頁が新旧対照表となっております。新旧対象表を使ってご説明いたしますので、資料8頁をお開きください。改正前の右側列の第20条の2第2項中法第13条第7項ただし書について、法律の改正により現在この条項が法第14条第7項に変更されております。ただし、同じ内容が「始良市教育委員会の行政組織等に関する規則」の第9条第1項ただし書の中にありますので、今回、第9条第1項ただし書の規定に変更するものでございます。次に改正前の第24条中それぞれの課に同表の当該右欄に掲げる「係又は分室を置く」の部分の「又は分室」を削除するものです。これは、教育総務課より始良分室・蒲生分室が無くなったことによるものです。併せて、別表の項目の係・分室名の項目の分室名、教育総務課の「始良分室・蒲生分室」を削除しています。また、今回、図書館事務局の奉仕係が無くなり庶務係に集約されましたので、「奉仕係」を削除、保健

体育課から国体推進係が無くなって、新たに「課」が新設されたことによる「国体推進課」の追加になります。次に第26条「事務局の部に部長、課に課長、分室に分室長、係に係長を置く」という部分の「分室に分室長」の削除、第26条の2第4項「分室長及び係長は、上司の命を受け、分室又は係の事務を処理する」という部分の「分室長及び」と「分室又は」を削除するものです。次に9頁、第28条第2項始良市臨時職員の任用等に関する要綱については、現在、臨時職員は一般職非常勤職員と条例上変更されておりますので、該当する「始良市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例」に変更するものです。次に、別表の始良市教育委員会本庁事務分掌表の変更です。まず表の項目から「係・分室名」の項目の「・分室名」を削除、表中の教育総務課の事務分掌の1「（支所含む。）。」を削除します。10頁をお開きください。中段下の「始良分室・蒲生分室」及び文言を削除します。11頁をお開きください。社会教育課社会教育係の「・野外活動指導員」について、現在配置しておりませんので削除します。次に12頁をお開きください。図書館事務局庶務係の「事務局内の庶務に関すること。」は、複数の係があった場合のみ庶務に関することを設定するため、今回係が集約されましたので削除します。あわせて「奉仕係」を削除、今まで奉仕係の業務を庶務係に統合し、番号を変更します。続きまして13頁をお開きください。保健体育課スポーツ振興係の部分ですが、保健体育課では、スポーツ振興計画を策定し重点的に取り組んでおりますので、新たに「スポーツ推進計画に関すること。」を追加します。14頁をお開きください。学校体育保健係の部分で、「学校体育に関すること。」を「学校体育の推進に関すること。」とし、優先順位を変更し番号を置き換えております。次に、新たに「国体推進課」が設置されましたので、「国体推進係」を削除し、新たに「国体推進課」として事務分掌を設定するものです。最後に15頁をお開きください。始良市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についてです。図書館事務局より「奉仕係」が無くなりましたので、「次の係」と「(2) 奉仕係」を削除し、「2 事務局に庶務係を置く」と置き換えるものです。説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 教育長                   ただいま、8から12頁にかけて新旧対照表をもとに説明がありましたが、皆様からご質問等ございませんでしょうか。
- 委員                     分室があったということですが、そこには何名いらっしゃったのか、また主な業務は何だったのかというのを教えていただければと思います。
- 事務局                   （教育総務課長）蒲生の方は蒲生公民館にあって、館長と分室長ということ

で係長がおりましたが、今回分室が無くなりまして他部署へ異動になっております。始良の方は始良公民館にあって、館長・公民館関係とは別に分室として2名おりましたけれど、1名が今回異動となり、1名は社会教育課へ配置転換しております。主な職務としては公民館業務と学校施設の使用許可等になります。うち学校施設の使用許可につきましては、始良地区の学校については始良公民館、蒲生地区の学校については蒲生公民館でやっておりましたところを、分室が無くなったことにより、教育総務課の方で一括して行うことになりましたが、教育総務課の業務が増えてはいますけれども、利用者には不便などお掛けすることはないのかと考えているところでございます。以上です。

委員 ありがとうございます。

教育長 よろしいですか。ほかにご質問ございませんか。

委員 社会教育課で、野外活動指導員というのが配置換えによりなくなったということでしたが、これは理由があるのでしょうか。

事務局 (社会教育課長) 野外研修センターにつきまして、最初に指導員を配置していた経緯があります。現在、野外研修センターは、施設としては社会教育課の所管とはなっているのですが、事務委譲を行いまして農政課が管理をしてくれています。その関係もありまして、今こちらの方では配置をしていないというような状況でございます。

委員 解りました。ありがとうございます。

教育長 もう5年くらい前から配置していない状況ですけど、今、管理を農政の方でお願いしてもらっています。

ほかにごございませんでしょうか。

お諮りします。議案第10号「始良市教育委員会の行政組織等に関する規則及び始良市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則に関する件」については事務局の提案のとおり、可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第10号「始良市教育委員会の行政組織等に関する規則及び始良市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の

一部を改正する規則に関する件」については、可決されました。  
次に、日程第4議案第11号「始良市教育委員会公印規定の一部を改正する訓令に関する件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (教育総務課長) それでは、議案第11号「始良市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令に関する件」について、ご説明申し上げます。改正理由としまして、教育総務課から分室が無くなったことによる、公印規定に所要の整理を行うものでございます。これまで、始良分室と蒲生分室に教育委員会の公印と教育長の公印をそれぞれ保管しておりましたが、今回分室がなくなったことからの改正です。18頁の新旧対照表をご覧ください。第5条第1項中「公印は、教育総務課(始良分室及び蒲生分室)」の「(始良分室及び蒲生分室)」を削除します。別表(第3条関係)の保管者の項目の「教育総務課長及び各分室長」の「及び各分室長」を教育委員会印、教育長印からそれぞれ削除します。説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

教育長 ご質疑ございませんでしょうか。

全員 ないです。

教育長 質疑なしということで、議案第11号「始良市教育委員会公印規定の一部を改正する訓令に関する件」については、事務局の提案のとおり可決することによりよろしいでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第11号「始良市教育委員会公印規定の一部を改正する訓令に関する件」については、可決されました。  
日程第5議案第12号「始良市教育委員会規則等審査委員会規定の一部を改正する訓令に関する件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (教育総務課長) それでは、議案第12号「始良市教育委員会規則等審査委員会規程の一部を改正する訓令に関する件」について、ご説明申し上げます。改正理由としまして、組織改編に伴い、国体推進課が新設されたことから、第3条の委員に関する規定及び別表第1に国体推進課長を加える改正を行うものです。なお、今回の改正に合わせ、各課長を列記する順番を規則の事務組織の順に合わせる改正も行っております。21頁の新旧対照表をご覧ください。第3条第3項中「委員は、教育総務課長、学校教育課長、

保健体育課長、社会教育課長、図書館事務局長」と記載のあるものを「委員は、教育総務課長、学校教育課長、社会教育課長、図書館事務局長、保健体育課長、国体推進課長」に改正いたします。別表第1（第8条関係）重要な事案の回議の順序について、「(5)社会教育課長・図書館事務局長・保健体育課長・国体推進課長」の順に変更するものです。説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

教育長

議案第12号について、何かご質問ございませんでしょうか。

これは組織改編に基づいて、審査委員会の委員の構成或いは、持続性の改正ということになりますけれども、よろしいですか。

全員

はい。

教育長

では異議なしと認めます。議案第12号「始良市教育委員会規則等審査委員会規定の一部を改正する訓令に関する件」については、可決されました。日程第6議案第13号「燃ゆる感動かごしま国体庁内推進会議要綱の一部を改正する告示に関する件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

（教育総務課長）それでは、議案第13号「燃ゆる感動かごしま国体庁内推進会議要綱の一部を改正する告示に関する件」について、ご説明申し上げます。改正理由としましては、国体推進課が新設されたことから、これまで担当課が保健体育課だったものを国体推進課に改める改正を行うものです。なお、今回の改正に合わせ、委員の構成が副市長2名体制となっているものを1名体制に改める改正を行うものであります。24頁の新旧対照表をご覧ください。第5条中「推進会議の庶務は、保健体育課において処理する。」を「推進会議の庶務は、国体推進課において処理する。」に改正し、別表（第3条関係）中の会長の「総務部を担任する」を削除して「副市長」へ改正し、副会長の「その他の副市長」を削除して「教育長」へ改正いたします。説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

教育長

議案第13号についての説明でしたが、ご質問等ございませんでしょうか。

全員

はい。

教育長

これは副市長の1人体制になったということも含めて、改正するところがございます。異議なしと認めます。では議案第13号「燃ゆる感動かごしま国体庁内推進会議要綱の一部を改正する告示に関する件」については、可決されました。

日程第7報告第3号「各種委員の変更の件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (教育総務課長) それでは、報告第3号「各種委員の変更に関する件」について、ご説明いたします。これは、各種委員の変更に関する件について、始良市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づいて、臨時代理したことを報告するものです。今回の報告は、学校運営の充実のために意見を求める学校評議員と学校の取り組み状況を評価する評価委員の名簿となります。資料の26頁からが学校評議員及び学校関係者評価委員の小学校の名簿となります。28頁が中学校、29頁が幼稚園の評価委員の名簿となっております。以上で説明を終わります。

教育長 報告第3号の説明について、何かご質問等ございませんでしょうか。これら年事業に関わるものも、全部変わる訳ではなくて、全く同じものもあると思いますけど、これが政策ということでございます。よろしいでしょうか。

委員 学校評議員歴に無という方が、新任ということになるのですか。

事務局 (学校教育課長) 経験有りという方は、継続であったり他もやっていたり、「無」という方は新規ということになります。

委員 ありがとうございます。

教育長 質疑がなければ、お諮りします。報告第3号「各種委員の変更の件」については、事務局から報告のとおりご了承いただけますでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。報告第3号「各種委員の変更の件」については、承認されました。  
日程第8報告第4号「平成31年度始良市教育委員会重点施策に関する件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (教育総務課長) それでは、報告第4号「平成31年度始良市教育委員会の重点施策に関する件」について、ご説明いたします。これは、平成31年度始良市教育委員会の重点施策について臨時代理したことを報告するものです。それでは、各課の重点施策についてご説明いたします。はじめに教育総

務課になります。まず1点目は、「教育委員会の活性化の推進」ということで、昨年からの文言等の変更点は特にございませんが、3つの努力目標を掲げ 定例会後の研修等の実施、規則等審査委員会を毎月開催することで 教育委員会の更なる活性化を目指します。2点目の「適正な人事管理業務の推進」ですが、特に努力目標2の職員の健康管理については、定期健診、人間ドック、メンタルヘルス研修会、年休等取得の奨励など健康管理に十分注意していきたいと思えます。3点目の「適正な財務事務の推進」ですが、校長研修会、教頭研修会、学校事務職員の研修等を実施し、学校との連携を密にしたうえで、不明な点はすぐに教育委員会へ質問等ができる体制を作り、適正な予算の編成及び執行を目指します。また、育英資金関係について適正な貸し付け、教育振興基金の運用を行い、基金の適正管理を図ります。4点目は「良好な教育環境の整備及び推進」ということで、例年どおりの学校関係の施設の維持・補修等を随時行いますが、本年度は特に空調機の設置、三船小学校特別教室棟の増築を行います。教育総務課は以上です。

#### 事務局

(学校教育課長) 学校教育課の重点施策についてですが、1点目の「規範意識を養い豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育の推進」です。今年度も道徳教育の充実を進めていきます。モラリティ・インクルーブメントを進める中で、今年度の発表校は帖佐小学校となります。その他の学校は、ミーティングを行いハートフルあいらんどを例年どおり開催します。次に「生徒指導の充実」です。いじめ防止基本方針に基づいて、いじめ防止の施策を進めていきます。不登校の解消に向けて、昨年度から帖佐中校区を中心に進めています。「魅力ある学校づくり調査研究事業」を全校に拡げます。次に「人権教育の充実」についても、昨年同様に、研修会、学校での授業での取り組みを進めていきます。次に「体験活動、文化活動、読書活動の推進」ですが、例年どおりコンクールや読書活動の推進のための国語科の授業の推進に努めます。次に「幼児教育の充実」ですが、公立幼稚園・保育所間の研究協力、小学校へ円滑につなぐための研修会を実施します。2点目の「能力を伸ばし、社会で自立する力をはぐくむ教育の推進」の中の「確かな学力の定着」ですが、例年どおり小学校・中学校の連携を密にした学力向上アクションプラン推進会議を中心に進めていきます。今年度8月1日に全教職員を対象に、教育フォーラムとしてプログラミング教育に関する説明会に専門家を招いて開催します。また魅力ある学校づくりについても専門家を招いて講演会を開催します。それぞれの教科の指導法研修会や研究公開を実施します。指導法研修会においては、鹿児島大学の先生方と連携し、また教科によっては大学の先生方を招いて研修会を開催する予定です。スーパーサイエンス総合推進事業ですが、昨年度同様の事業を進めていきます。この事業は、中山先生のファンドの益金で実施しており、その益金が減少してきているので、今後事

業を実施するにあたり財源をどうしているのか検討しなければならいと考えています。「理数・外国語教育の充実」ですが、算数・数学指導法研修会においては、市の研究公開と鹿児島大学の講演を同一日に開催したいと考えています。次に「特別支援教育の充実」については、特別支援学校に勤務していた職員が学校教育課に配属されたので、特別支援教育研修会や教育支援委員会でその職員の知識を活用して、充実を図って行きたいと考えています。次に「情報教育の充実」ですが、パソコンを更新する学校ではWi-Fiの整備することとしており、ICT機器の活用に努めていきます。次に「キャリア教育・進路指導、郷土教育、国際理解教育の充実」については、例年どおり行ってまいります。次の「環境教育、社会貢献・奉仕の精神をはぐくむ教育の充実」も例年どおり行ってまいります。次に3点目の「児童生徒や保護者、地域社会の信頼される学校づくりの推進」の「魅力ある学校づくり、地域とともにある学校づくり」については、校長のグランドデザインの広報や学校評価を適切に学校経営に反映させていくということを進めていきます。また管理職研修会、教職員の資質向上のためのセミナー等を行ってまいります。次に「小規模校・複式教育の充実」については、小規模校のよさを広げる活動の推進や複式学習指導法の研修会等を実施してまいります。学校教育課は以上です。

事務局

(社会教育課長) 社会教育課の重点施策について、説明いたします。まず、社会教育係の1点目の「社会教育の基盤づくり」については、今年度も各種研修会の開催等をとおして、団体及びリーダーの育成に取り組みます。2点目の「青少年教育の充実」の中の「生きる力を備えた青少年の健全育成」のSSVC+事業の実施及び内容周知であります。これまでも、SSVC事業として学校支援活動により地域と学校の関係づくりをサポートしてきましたが、今年度から、これを拡充する形でこれまでと同様に学校の要望に応じたボランティア派遣を行う活動に加え、学校と地域が一緒になって地域課題を解決するなど、地域はもとより学校が活力ある地域づくりの一役を担っていく地域学校協働活動SSVC+(プラス)事業を実施いたします。次に「青少年関係団体との連携強化」においては、今年度、青少年育成支援の環境づくり推進を追加しております。具体的には、インターネットやSNSの利用方法についてのチラシ配布や研修会等を学校と連携を図りながら取り組んでまいります。3点目の「家庭教育成人教育の充実」の中の「家庭教育の充実」のうち市子育て手帳の改訂・活用であります。現在の子育て手帳は、平成26年3月に発行した第1版であります。この5年間での子育て環境の変化や社会問題等にさらに寄り添った内容への改訂を行う手帳作成に取り組みます。4点目の「社会教育施設の充実と利用促進」については、社会教育施設の安定的な運営のための維持管理に取り組みます。次に生涯学習係です。昨年度

から変更になった項目はございませんが、今年度も市民が芸術文化に触れる環境づくりや、学びの場・仲間づくりの場としての役割を担う公民館施設・事業の充実に取り組みます。次に文化財係になります。1点目の「指定文化財登録文化財の保存・活用」の中の「文化財の管理・保存・整備」で「宮田ヶ岡瓦窯跡」の保存整備についてです。「宮田ヶ岡瓦窯跡」の保存整備につきましては、平成25年度で史跡公園化に必要な公有地化は終了しておりますが、文化財保護法に規定されている史跡整備の前提条件としての保存活用計画の策定が必要であるため、今年度から保存活用計画検討委員会を設置し、2年間で計画策定を行います。その後、この計画に基づいて整備事業を実施する予定としております。次に2点目の「埋蔵文化財の保護と開発事業との調整」のなかの埋蔵文化財発掘調査（前田遺跡全面調査）です。鹿児島県農林水産部が実施する住吉地区ほ場整備区域内で、縄文時代後期（約3500年前）の前田遺跡が確認され、遺跡の現地保存について協議の結果、破壊を免れない2,300平方メートルについて、記録保存を目的とした全面発掘調査を実施いたします。期間については、4ヶ月を予定としております。4点目の「施設の充実」の中の歴史民俗資料館の運営では、歴史民俗資料館・加治木郷土館運営協議会の開催及び吉原事務所の運営の出土品整理及び保存管理につきましては、内容の変更ではなく、重複していた文言を整理したものであります。社会教育課は、以上であります。

事務局

（図書館事務局長）図書館事務局です。昨年度大きな変更点はありません。1点目の「図書館のサービス業務と読書活動の充実」の中の「図書館サービス業務の充実」として、昨年度から中央図書館と加治木図書館の祝日開館を実施しています。今年度も大型連休中も開館しました。図書館利用の促進として、講演会、ふれあい講座、読み聞かせ、図書館フェスティバルの開催等を行っていきます。民間活力を活かした図書館サービスの充実については、雑誌スポンサー制度の推進に努めます。次に「読書活動の充実」として、子ども読書活動推進事業、3ヶ月検診時のブックスタート事業に取り組みます。また図書館ボランティアの育成としておはなし会、朗読ボランティアの活動支援を行っていきます。2点目の「始良市立図書館ネットワークの充実」については、ウェブサービス利用、おサイフケータイの登録の促進に努めていきます。図書館事務局は以上であります。

事務局

（保健体育課長）保健体育課の重点施策につきまして、ご説明いたします。まず、スポーツ振興係では、平成30年3月に策定された「始良市スポーツ推進計画」を施策の柱とし、1点目「生涯スポーツの推進」では、努力目標を「生涯スポーツの充実」、「スポーツイベント等の円滑な運営」、「指導体制の整備・充実」の3項目とし、それぞれに本年度に実施予定の

具体的施策を定めております。内容につきましては、前年度と大きな変更はありませんが、努力目標の「スポーツイベント等の円滑な運営」でスポーツ・レクリエーションイベントに、「全国少年少女野球教室」と「ボールゲームフェスタ in あいら」を追加いたしました。これらの事業は、それぞれダイワハウス工業とSOMPOホールディングスと、いずれも大手企業がメインスポンサーであることから市費の支出もわずかな中で、プロ野球OBや、有名アスリートを講師陣に迎え実施されるものとなっております。また、2点目は、これまで「競技スポーツ」の推進となっておりますが、スポーツ推進計画に則り、「スポーツ環境整備」の推進を加えるものであります。なお、努力目標や具体的施策の内容につきましては、変更しておりません。次に、学校体育保健係では、重点施策として、「体力・運動能力の向上」と「健康教育の充実」の2点を掲げております。1点目の「体力・運動能力の向上」におきましては、近年、運動をする子としない子どもの二極化の傾向が見られることや、それによって体力レベルにも個人差が生じていること、その背景にある運動習慣や生活習慣と体力との関係が報告されていることから、努力目標として「学校体育の充実」に、めあて学習及び運動量の確保など6つの具体的施策を定めております。また、「教科外体育の充実」では、具体的施策として、一校一運動の推進からたくましい“かごしまっ子”育成推進事業への取組みに加え、体育連携推進事業への取組みを追加しております。この事業では、本市が平成28年に「体育・スポーツ振興等に関する協定書」を締結した日本体育大学から剣道部の指導者と部員を招き、小中高校生を対象とした研修会を開催する予定であります。次に2点目の「健康教育の充実」につきましては、30年度に引き続き、学校保健及び学校安全の充実のために、関係機関との連携を図りながら児童生徒の健康保持、通学路の安全対策などの各種施策を講じて参りたいと考えております。学校給食係につきましては、重点施策は「食育の推進」とし、その中で、年度単位で指定をしております、食育推進校を今年度は、大楠ちびっ子園・竜門小学校・帖佐中学校とし、それぞれの1年間の取組み内容につきまして、2月開催予定の「食育講演会」で事例発表をしていただくこととしております。その他、従来どおり、食中毒の未然防止、異物混入の未然防止、食物アレルギー対策につきましては、研修会の実施などによって関係者への周知を図り、日々の確認を徹底してまいります。また、昨年度1年間、文部科学省の委託事業として取り組みました、食品ロス対策と地場産物の活用につきましても、栄養教諭などの関係者と連携を図りながら引き続き実施してまいりたいと考えております。最後になりますが、「施設の充実」としまして、自校方式の調理場や、加治木学校給食センターなど老朽化に対する対応が必要な給食施設の改善に向けて、施設の補

修はもとより、調理員の作業環境改善を図るために、「老朽化した給食施設の改善に向けての検討」を具体的施策として追加しております。以上で、保健体育課の説明を終わります。

事務局

(国体推進課長) 国体推進課です。重点施策は、「国民体育大会、全国障害者スポーツ大会の実施」で、努力目標の「大会実施に向けた取組」といたしまして、総務企画・財務、広報活動の推進、市民運動の促進において、競技団体との調整及び各専門委員会の開催、企業協賛の推進に取り組んでまいります。また、国体全般に関する広報活動を行うとともに、花いっぱい運動やボランティアスタッフなど、市民の皆様と一体となって国体を盛り上げる取り組みを進めてまいります。競技関係につきましては、リハーサル大会として本年 10 月にライフル射撃競技会を、来年 3 月にバスケットボール春季選手権大会を実施し、来年 10 月の本大会を想定した競技運営を行うこととしております。次に、本大会の開催準備といたしまして、来年 10 月に始良市で開催されますバスケットボール、ゴルフ、ライフル射撃につきましては、各競技が円滑に実施・運営できるよう諸準備をおこなってまいります。併せまして、各競技に出場される選手・役員等の宿泊先の手配や宿泊先から会場までの交通手段、駐車場等の確保などについて、関係機関・団体等と準備を進めてまいります。次の努力目標の「競技会場の施設整備」につきましては、国民体育大会施設基準に基づき競技会場の整備をおこなってまいります。具体的な内容といたしまして、総合運動公園体育館の空調整備、総合運動公園体育館と蒲生体育館の LED 照明整備、蒲生体育館の駐車場整備とバスケットボールの練習会場となっております市内 4 中学校の体育館の整備を行うことといたしております。以上で、国体推進課の説明を終わります。

教育長

以上 6 つの課より説明が行われました。まず教育総務課ですが、31・32 頁どちらも大切ですが、新たな要素としては空調機の設置ということで、これは普通教室と特別教室等に空調機を設置していこうとするもので、新たな施策として、進めていこうとするものです。

委員

空調機の方ですが、もう業者さんの「設定」には入っていらっしゃるのでしょうか。

教育部長

業者の方は、いま市の組織の中に「指名委員会」という組織がありまして、その中で 4 月 28 日に審査をしまして、どのような発注をするかというのを決めております。内容について申し上げますと機械設置、給排水工ですね、これを市内全体で 22 校区に分けて発注をします。それから電気関係の工事を全体で 12 校区に分けて発注いたします。入札の予定日は今月 5 月 28 日

を予定しておりまして、工期については、夏休み期間中に終了することが難しいのではと考えていますけれども、例えばエアコンの設置台数の不足ですか、業者の色々な他の工事との調整とかありますので、目標としては8月或いは9月に入っても早い段階で終了できるようお願いをしていきたいと思っております。以上です。

委員 ありがとうございます。

教育長 ほかにごいませんか。  
なければ次に、学校教育課についてありませんか。

委員 よろしいですか。「社会教育の充実」のところに同和問題とかありますが、市内での実例というと言いますか、そういう問題が発生している地域とかはあるのでしょうか。そういった把握はされておられますか。

事務局 (学校教育課長) 私が来て3年目になりますけれども、この2年間そういった同和地区と言いますけれど、そういうことに関する事案というのは特にはないということでございます。

委員 ありがとうございます。

教育長 始良市全体で全くないかという、ない訳ではないです。同和問題の委員長に聞きますけれども、あるという話は聞きますけれども、具体的にどの辺かというのは話されません。皆は意識していないみたいな感じですね。だから同じ始良・伊佐地区の中でも霧島、湧水、伊佐市、他の2市1町は、それぞれ問題を抱えている。そういうものに直面して、色々な問題点があるわけですけど、そういった問題として生じることは、いわゆる不戦勝法を使いたいということになってくるわけですが、そこは徹底して学校教育課の方も指導しておりますので、あるいは校内研修等も徹底して行っていますので、というような状態というところでございます。

委員 ありがとうございます。

教育長 ほかにはごいませんか。学校教育課で。スーパーサイエンス総合推進事業では、中山教育基金というのでやっていますけれども、ファンドの利子配当が少し減ってきているところがあります。以前は年間に700～800万ありました利子配当が、今は随分半分程度になっていまして、むしろこれを現金化して使おうかという試みをしているところです。約3千万円くらいあったら

しいですけど。

ほかにございませんでしょうか。

では、次に社会教育課です。「SSVC+事業の実施」とか「青少年育成支援の環境づくりの推進」は、新たな要素として入ってきました。宮田ヶ岡瓦窯跡は国指定を受けたのですが、国の指定を受けたなら時間を置かずに整備しなさいというのがあります。これはちょっと早く保存・整備に取り掛からないといけないというところが1つです。それから文化財発掘調査で、前田遺跡が出てきて、この1年間かけてやっていきます。また委員の皆様方には、議題があまりないときには、ご見学いただきたいと思います。

社会教育課関係はよろしいですか。

次に図書館事務局であります。

委員 質問ですが、祝日開館をされているとのことですが、それに対する利用者からの声や、あるいは職員からの声は何か上がってはいないでしょうか。ありましたら教えて下さい。

事務局 (図書館事務局長) 祝日開館につきましては、先ほど申しましたように、平成30年度から実施しているところなのですが、やはり「開いていて良かった」という声は聞いております。研修室は子ども達が勉強のできる部屋になっておりますが、そこを利用される方もかなり多くて、そういう方々には喜ばれております。ただ周知について、開いているかという問合せ等もかなりありまして、今後は周知をどのように図っていくかというのも、課題ではあるかと思っております。

教育長 図書館事務局の職員は、10連休中半分位しか休んでいません。シフトを組み合わせながら対応したところでもあります。

次に保健体育課であります。よろしいですか。

最後に国体推進課であります。

委員 最後に、競技会場の施設整備で総合運動公園の空調機整備とありますが、この間当初予算にありました、空調機整備ということではなくて、体育館に機械を入れるための予算があったかと思うのですが。

事務局 (国体推進課長) 当初予算に計上したのは、風を通すためのジャロジーというのを修繕するということで計上してあったと思うのですが、それとは別に始良総合運動公園の体育館に空調機整備を行うということで、今年度は設計委託を予定しておりまして、来年度は空調機を整備する予定としています。

但し、バスケットボールの会場でもある蒲生の体育館につきましては、国体開催期間中の空調機はリースによって対応したいと考えております。

教育長 よろしいですか。ではお諮りいたします。報告第4号「平成31年度始良市教育委員会重点施策に関する件」については事務局の説明のとおり、ご了承いただけますでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって報告第4号「平成31年度始良市教育委員会重点施策に関する件」については、可決されました。  
日程第9「事務連絡」に入ります。委員の皆様から何かございませんか。なければ行事予定の確認に入ります。教育総務課から説明をお願いします。

事務局 (教育総務課より順次説明)

教育長 行事予定について説明がありましたが、何かご質問ございませんか。  
よろしいですか。それでは、以上で本日のすべての議事は終了いたしました。本日の会議における議事録の字句等については、事務局の方で整理し、私の方でご一任いただければ、字句の修正を行いたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 それでは、今回の議事録の軽微な字句の修正については、当局で修正をさせていただきます。  
以上で、令和元年第5回教育委員会定例会を終了いたします。ご苦勞様でした。

全員 ありがとうございます。